

福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 福岡県内における医薬品の適正使用を促進し、高齢者等の薬物療法に関する安全対策を図るため、有識者及び関係団体等による福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整を行う。

- (1) 医薬品適正使用の方策に関すること
- (2) 医薬品適正使用に係る医療機関、薬局等の取組に関すること
- (3) 医薬品適正使用に係る医療機関、薬局等の連携に関すること
- (4) 医薬品適正使用の啓発に関すること
- (5) その他、医薬品適正使用の促進に関すること

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる有識者及び関係団体等の関係者のうちから知事が委嘱する。

- 2 定数は10名とする。
- 3 協議会に会長、副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は令和9年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福岡県保健医療介護部薬務課に置く。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が委員に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。

(別表)

福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会名簿

所属・団体等
学識経験者
公益社団法人福岡県医師会
公益社団法人福岡県薬剤師会
一般社団法人福岡県病院薬剤師会
公益社団法人福岡県看護協会
公益社団法人福岡県介護福祉士会
保険者